



2024年12月13日

各 位

会社名 株式会社 オービス
代表者 代表取締役社長 中浜 勇治
(コード番号：7827 東証スタンダード)
問合せ先 取締役経理部長 井上 清輝
電話番号 084-934-2621
(URL <https://www.orvis.co.jp>)

剰余金の配当及び配当方針の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり2024年10月31日を基準日とする剰余金の配当を行うこと及び配当方針の変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、剰余金の配当につきましては、2025年1月30日開催予定の第65回定時株主総会に付議する予定であります。

記

1、配当の修正について

(1) 配当の内容

	決定額	直近の配当予想 (2024年9月13日公表)	前期実績 (2023年10月期)
基準日	2024年10月31日	2024年10月31日	2023年10月31日
1株当たり配当金	67円00銭	63円00銭	66円60銭
配当総額	118百万円	—	117百万円
効力発生日	2025年1月31日	—	2024年1月31日
配当原資	利益剰余金	—	利益剰余金

(2) 修正の内容

2024年10月期の期末配当につきましては、以下の配当方針に基づき前回予想から4円増額し、1株当たり67円00銭に修正することといたしました。

(配当方針)

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして考えており、業績の見通しや将来の事業計画、経営安定化等のための内部留保を総合的に勘案しながら、経常利益の水準に応じて配当する方針とし、配当総額の税引後経常利益に対する比率を「みなし配当性向(注)」として25%を目安に安定的な配当を継続的に実施していくことを基本的な方針といたします。なお、業績の変動に左右されない最低限の配当を継続することとし、1株当たり年間10円を下限金額といたします。

(注) みなし配当性向：配当総額 / (経常利益 × (1 - 法定実効税率))

現時点の法定実効税率は30.5%となっております。

2、配当方針の変更について

(1) 変更の内容（下線太字部が変更箇所）

[変更前]

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして考えており、業績の見通しや将来の事業計画、経営安定化等のための内部留保を総合的に勘案しながら、経常利益の水準に応じて配当する方針とし、配当総額の税引後経常利益に対する比率を「みなし配当性向（注）」として25%を目安に安定的な配当を継続的に実施していくことを基本的な方針といたします。なお、業績の変動に左右されない最低限の配当を継続することとし、1株当たり年間10円を下限金額といたします。

(注) みなし配当性向：配当総額／（経常利益×（1－法定実効税率））

現時点の法定実効税率は30.5%となっております。

[変更後]

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして考えており、業績の見通しや将来の事業計画、経営安定化等のための内部留保を総合的に勘案しながら、**連結配当性向25%**を目安に安定的な配当を継続的に実施していくことを基本的な方針といたします。なお、業績の変動に左右されない最低限の配当を継続することとし、1株当たり**年間20円**を下限金額といたします。

(2) 変更の理由

当社は、中期経営計画「NEXT STEP 10」において事業の選択と集中を念頭に、本業以外で獲得した特別利益相当額は、主要事業の拡大を意図した成長投資への原資とするため、経常利益の水準に応じて配当する「みなし配当性向」を採用しておりました。この度、2023年10月期に続き2024年10月期においても賃貸用不動産を売却し、その資金をハウス・エコ事業の先行投資（M&A等）に充当することができたことから、株主還元の方法をより明確にするため、みなし配当性向から連結配当性向を基準とした方法へ変更することといたしました。

(3) 変更の時期

2025年10月期より適用いたします。

以上